

様式 D-7-3 「作成上の注意」

<対応事業>

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

研究代表者が、①1年を超えて補助事業を継続して実施できない場合、②科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第3条第1項に規定する研究機関（以下、「研究機関」という。）以外の機関に転出する場合など申請資格を有しなくなる場合に作成すること。

1. 「課題番号」及び「交付予定額」欄は、条件付交付内定通知を十分確認のうえ記入すること（この欄に「部局番号」や「職番号」を記入しないこと。）。
「交付予定額」欄の直接経費及び間接経費については、補助事業期間全体を通じた金額をそれぞれ記入すること。
2. 「交付申請の辞退理由」欄には、研究を行うことができなくなった理由を具体的に記入すること。
 - ・研究機関を退職し、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の申請資格を有する研究者でなくなった場合
（例）「平成〇年〇月〇日付けで退職のため（現在〇〇病院・院長）」
 - ・専念義務のある他の研究活動に1年を超えて従事する場合
（例）「平成〇年〇月から平成〇年〇月まで専念義務のある〇〇プログラムを実施するため」
3. 所属研究機関を変更するが、引き続き他の研究機関において科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の申請資格を有する研究者として研究を継続する場合には、「研究代表者の転出報告書（様式D-8-3）」を提出すること（この「交付申請の辞退届」を提出しないこと。）。